

～みんなが暮らしやすい魅力と活力のあるまちの実現に向けた都市計画の見直し～

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
(京都市決定)

計議第335号議案 用途地域の変更

計議第336号議案 高度地区の変更

計議第337号議案 防火地域及び準防火地域の変更

計議第338号議案 特別用途地区の決定
(外環状線等沿道特別用途地区)

計議第339号議案 特別用途地区の決定
(産業集積特別工業地区)

計議第340号議案 特定用途誘導地区の決定
(らくなん進都鴨川以北地区)

令和5年3月
京都市

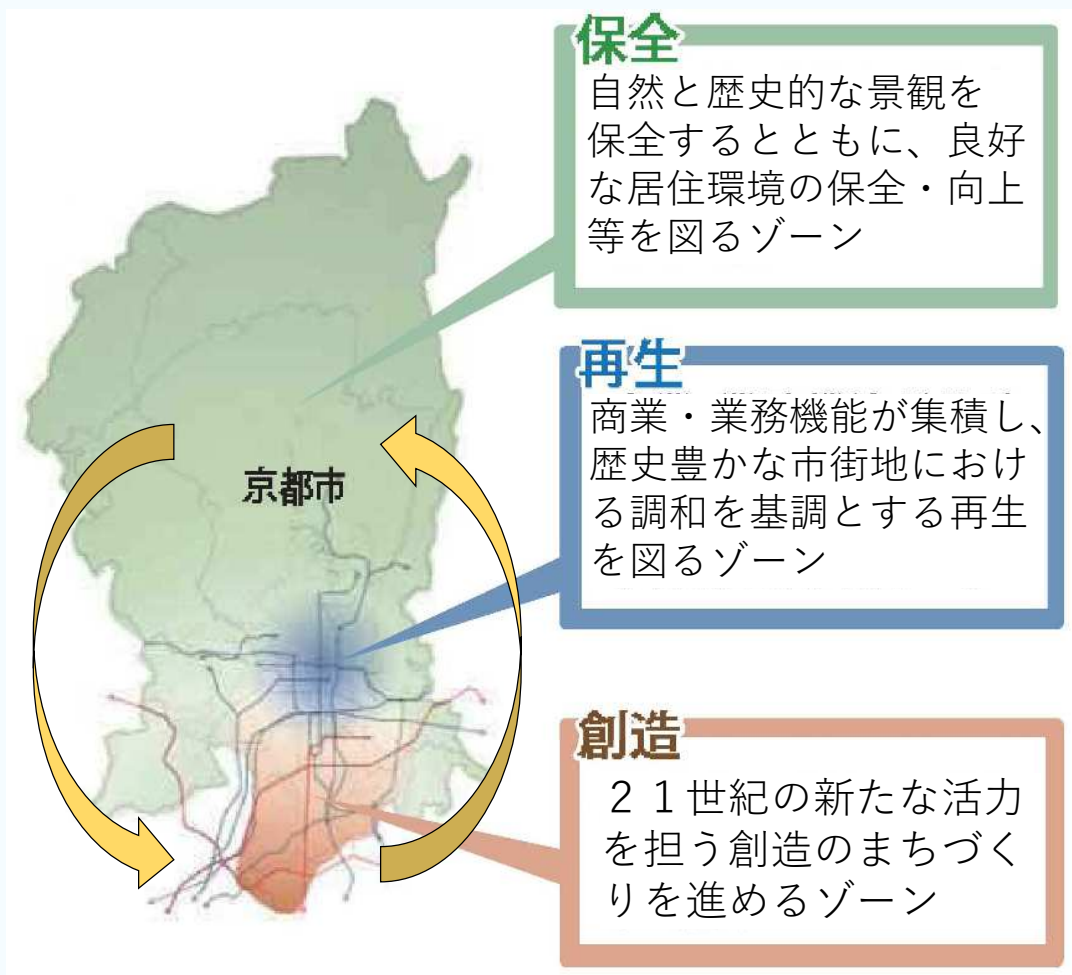
都市計画マスタープランの改定（令和3年9月）について

<本市の課題>

人口減少社会が本格的に到来

- ・ 未来を担う若年・子育て世代の減少
- ・ 働く場として必要となるオフィス空間の恒常的な不足などに、スピード感をもった対応が必要

<見直しの考え方>



景観の守るべき骨格を堅持しながら、「保全・再生ゾーン」と、「創造・再生ゾーン」で生み出す都市活力を循環させることにより、多様な地域の拠点の活性化や働く場の確保などを実現し、地理的制約への対応と市域全体の持続性を確保することを目指す。

駅周辺等にふさわしい都市機能検討委員会について

都市計画マスタープランに掲げた課題への対応や将来像の実現



「駅周辺等にふさわしい都市機能検討委員会」での議論
(令和3年12月～令和4年8月)

地域ごとの特性を踏まえた「都市機能の集積・充実」や
「都市空間の魅力創出」のための都市計画上の方策を検討

都市計画マスタープランで掲げる都市計画の方針・地域の将来像とのギャップ・土地利用と都市基盤整備の状況等を踏まえた4つの基本的な考え方

- ・ 京都らしさを守り磨く、時代に対応していく
- ・ 都市格の向上により高まった都心部の熱を受け止める新たな拠点の形成
- ・ 京都の未来を支える若い世代に選ばれる居住環境の創出
- ・ 隣接市町の都市開発や将来的な都市基盤との連動による一体的・連続的なまちの形成



「重点的に都市計画上の方策を講じるべきエリア」を抽出し、見直し箇所を選定

都市計画の見直しのねらい及び見直し箇所

ア 都市格の向上により高まった都心部の熱を受け止める新たな拠点の形成

- ①：京都駅南部
- ②：梅小路京都西駅周辺
- ③：らくなん進都（鴨川以北）
- ④：竹田駅周辺

イ 京都の未来を支える若い世代をひきつける居住環境の創出

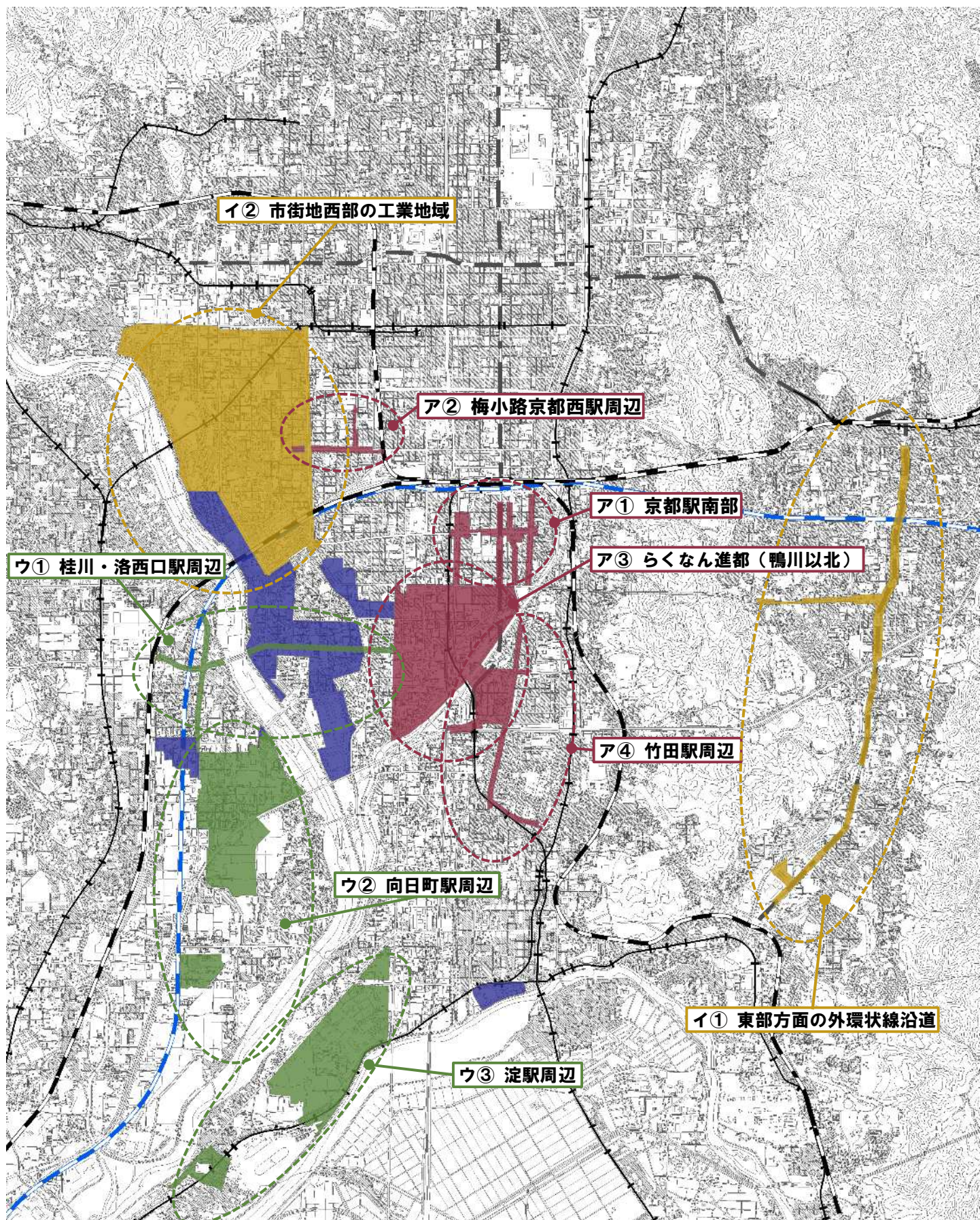
- ①：東部方面の外環状線沿道
- ②：市街地西部の工業地域

ウ 隣接市町の都市開発や将来的な都市基盤との連動による一体的・連続的なまちの形成

- ①：桂川・洛西口駅周辺
- ②：向日町駅周辺
- ③：淀駅周辺

エ 工業地域における多様な立地ニーズへの対応

工業地域の一部



エ 工業地域の一部

見直し項目と各都市計画との関係

	ア				イ		ウ			エ
	①	②	③	④	①	②	①	②	③	
	京都駅南部	梅小路京都西駅周辺	らくなん進都（鴨川以北）	竹田駅周辺	東部方面の外環状線沿道	市街地西部の工業地域	桂川・洛西口駅周辺	向日町駅周辺	淀駅周辺	工業地域の一部
計議第335号議案 用途地域	●	●		●	●	●	●	●	●	
計議第336号議案 高度地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
計議第337号議案 防火地域 準防火地域	●				●					
計議第338号議案 特別用途地区 （外環状線等沿道 特別用途地区）					●					
計議第339号議案 特別用途地区 （産業集積 特別工業地区）								●	●	
計議第340号議案 特定用途 誘導地区 （らくなん進都 鴨川以北地区）			●							

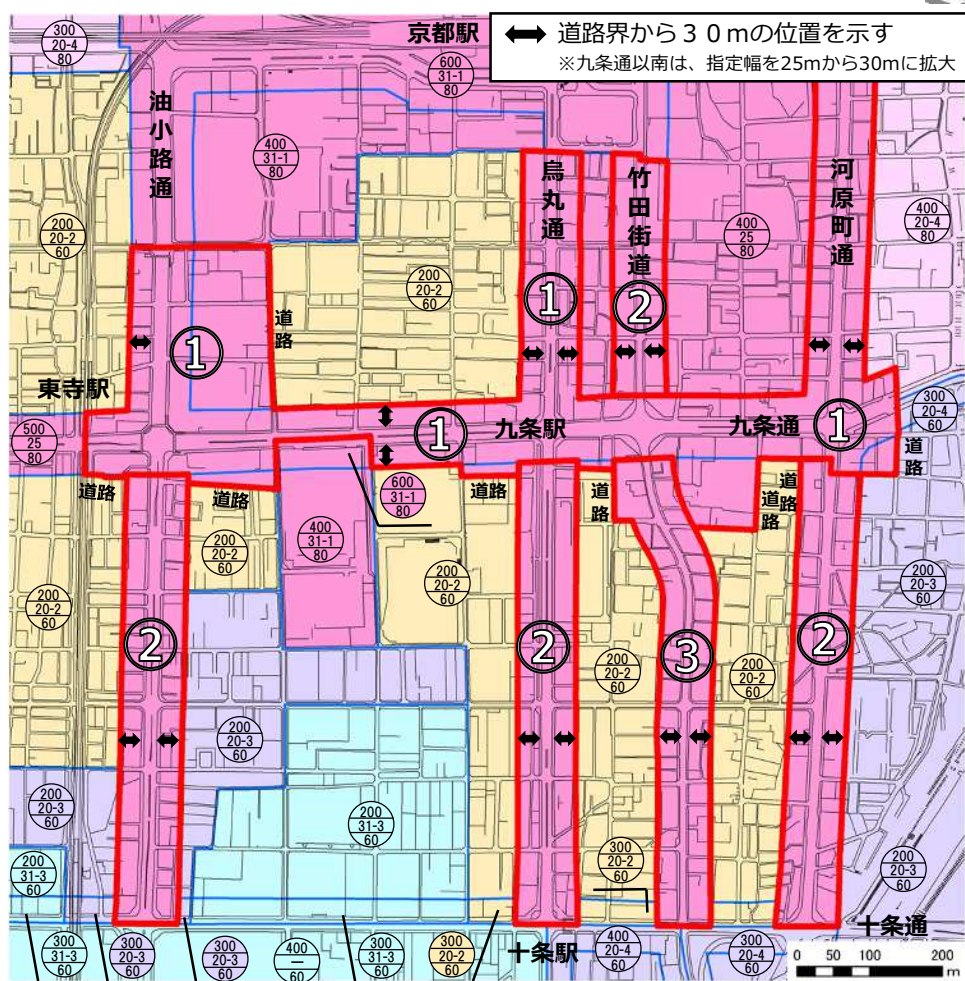
高度地区の種類の変更

計議第336号議案

現行		変更後		備考
1	1 0m高度地区	1	1 0m高度地区	—
2	1 2 m第 1 種高度地区	2	1 2 m第 1 種高度地区	—
3	〃 第 2 種高度地区	3	〃 第 2 種高度地区	—
4	〃 第 3 種高度地区	4	〃 第 3 種高度地区	—
5	〃 第 4 種高度地区	5	〃 第 4 種高度地区	—
6	1 5 m第 1 種高度地区	6	1 5 m第 1 種高度地区	—
7	〃 第 2 種高度地区	7	〃 第 2 種高度地区	—
8	〃 第 3 種高度地区	8	〃 第 3 種高度地区	—
9	〃 第 4 種高度地区	9	〃 第 4 種高度地区	—
10	2 0 m第 1 種高度地区	10	2 0 m第 1 種高度地区	—
11	〃 第 2 種高度地区	11	〃 第 2 種高度地区	—
12	〃 第 3 種高度地区	12	〃 第 3 種高度地区	—
13	〃 第 4 種高度地区	13	〃 第 4 種高度地区	—
14	2 5 m高度地区	14	2 5 m高度地区	—
15	3 1 m第 1 種高度地区	15	3 1 m第 1 種高度地区	—
16	〃 第 2 種高度地区	16	〃 第 2 種高度地区	—
17	〃 第 3 種高度地区	17	〃 第 3 種高度地区	—
(新設)		18	〃 第 4 種高度地区	工 工業地域の一部
		19	〃 第 5 種高度地区	ア① 京都駅南部 (現行の 2 0 m高度地区)
		20	〃 第 6 種高度地区	ア① 京都駅南部 (現行の 2 5 m高度地区)
		21	〃 第 7 種高度地区	ア② 梅小路京都西駅周辺
		22	〃 第 8 種高度地区	イ① 東部方面の外環状線沿道 (名神以南)
		23	〃 第 9 種高度地区	イ② 市街地西部の工業地域 (工業地域)
		24	〃 第10種高度地区	イ② 市街地西部の工業地域 (準工業地域)
		25	〃 第11種高度地区	イ② 市街地西部の工業地域 (住居系用途地域)
		26	空間創出型高度地区	イ① 東部方面の外環状線沿道 (名神以北)

新たなオフィスやラボが集積し、 南部創造をリードする新たな拠点

- 京都ならではの新たなオフィス・ラボ機能の集積地をダイナミックに形成
- 「顔」となる交差点の角地から、通りに向けてにぎわいや活動が一体的に創出



①	現行	変更後
用途地域	商業地域 第二種住居地域 準工業地域	商業地域
建蔽率	60%・80%	80%
容積率	200%・600%	600%
高度地区	20m 第2・3種 25m	31m 第5・6種 (※1)

②	現行	変更後
用途地域	近隣商業地域 第二種住居地域 準工業地域 商業地域	商業地域
建蔽率	60%・80%	80%
容積率	200%・300%・400%	600%
高度地区	20m 第2・3・4種 25m	31m 第5・6種 (※1)
その他	準防火地域	防火地域 (※2)

③	現行	変更後
用途地域	近隣商業地域 第二種住居地域	商業地域
建蔽率	60%・80%	80%
容積率	200%・300%	400%
高度地区	20m 第2・4種	20m 第4種

(※1：31m第5種高度地区・31m第6種高度地区)

現行の高度地区が20mの箇所については「31m第5種高度地区」、
25mの箇所については「31m第6種高度地区」に変更する。

以下の要件の適否及び31m高度地区の種別により
高さの最高限度は右表のとおりとする。

【要件】

ア 敷地面積500㎡以上

イ 敷地が幹線道路（油小路通・烏丸通・竹田街道（九条通以北）・河原町通・九条通）に6m以上接すること

ウ a、bのいずれかの建築物

a 事務所又は研究施設

b aに便利施設等（店舗、飲食店、保育所、共同住宅等）を併設した建築物

（aの用途に供する部分の床面積の合計は全床面積の2分の1以上であること。）

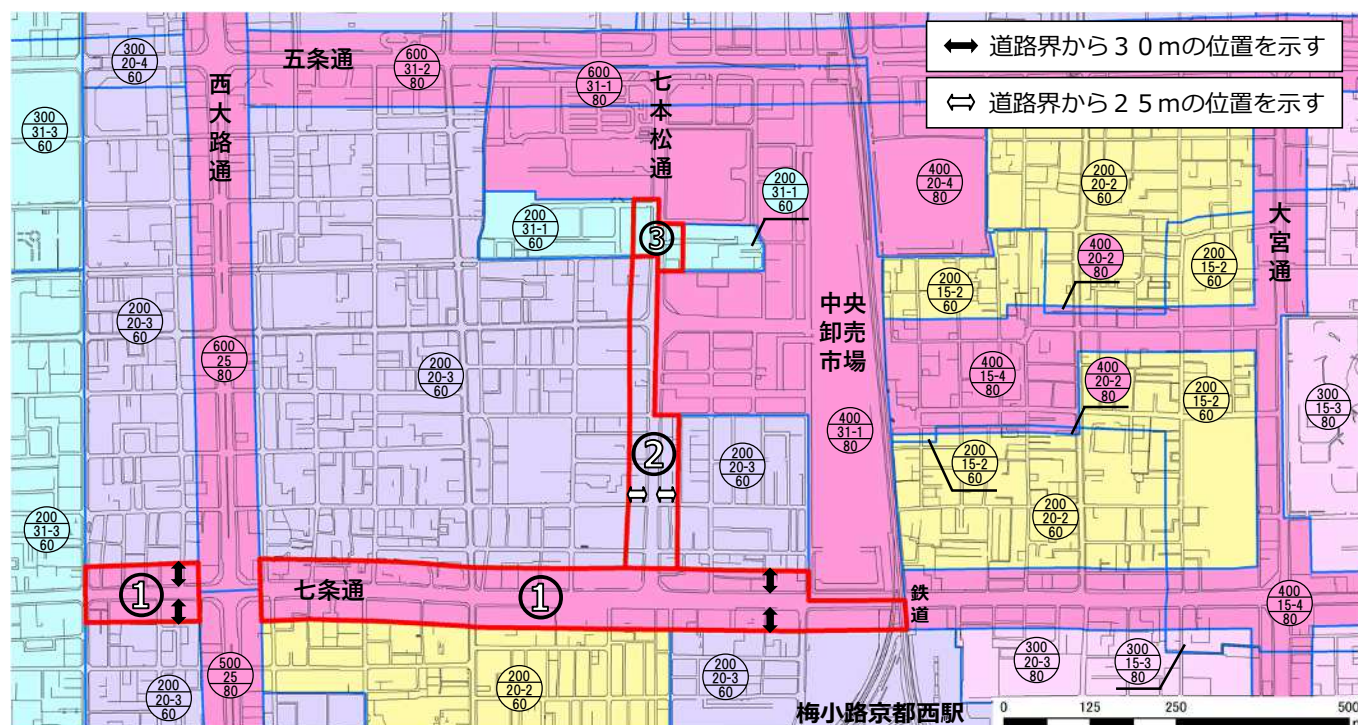
また、共同住宅を併設する場合、その用途に供する部分の床面積は全床面積の3分の1以下であること。）

	要件を満たす	要件を満たさない
31m第5種	31m	20m
31m第6種	31m	25m

(※2) 道路境界線から11mの範囲を防火地域に変更する。

新たな活動やデザインの建築が重なり合い、
まちの活性化と回遊性を生み出す、京都の新しい顔

- 個性あふれる町並みが持つ魅力やにぎわいを再生
- スタートアップのオフィスやラボの創出が進展するとともに、
市場の活気や風情とも混じり合う、にぎわいと活力を創出



①	現行	変更後	②	現行	変更後
用途地域	商業地域	商業地域	用途地域	準工業地域	準工業地域
高度地区	20m 第4種	31m第7種 (※1)	容積率	300%	400%
			高度地区	20m 第4種	31m第7種 (※1)

③	現行	変更後
用途地域	工業地域	工業地域
容積率	300%	400%

(※1：31m第7種高度地区)

次の要件を全て満たす建築物は高さの最高限度を31m、
その他の建築物は20mとする。

【要件】

- ア 1階の床面積の2分の1以上のにぎわい用途（住宅、共同住宅、
寄宿舎、下宿、車庫、駐輪場、倉庫以外）を1階に併設した建築物
イ 敷地が七条通・七本松通に2m以上接すること



創造的・革新的な企業が集積し、
クリエイティブな人々や若い世代をひきつける新たな拠点

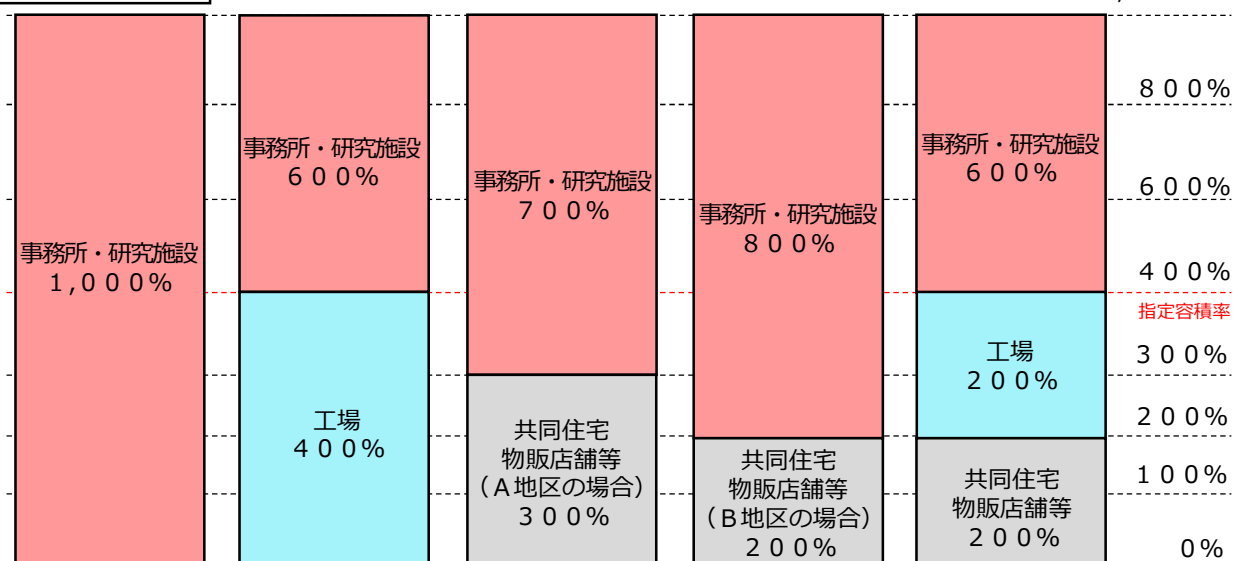
- 南部創造のまちづくりの先導地区にふさわしいダイナミックな土地利用の促進
- 大街区化や高度利用を図り、働く人のために必要となる商業機能の誘導や、にぎわいの創出

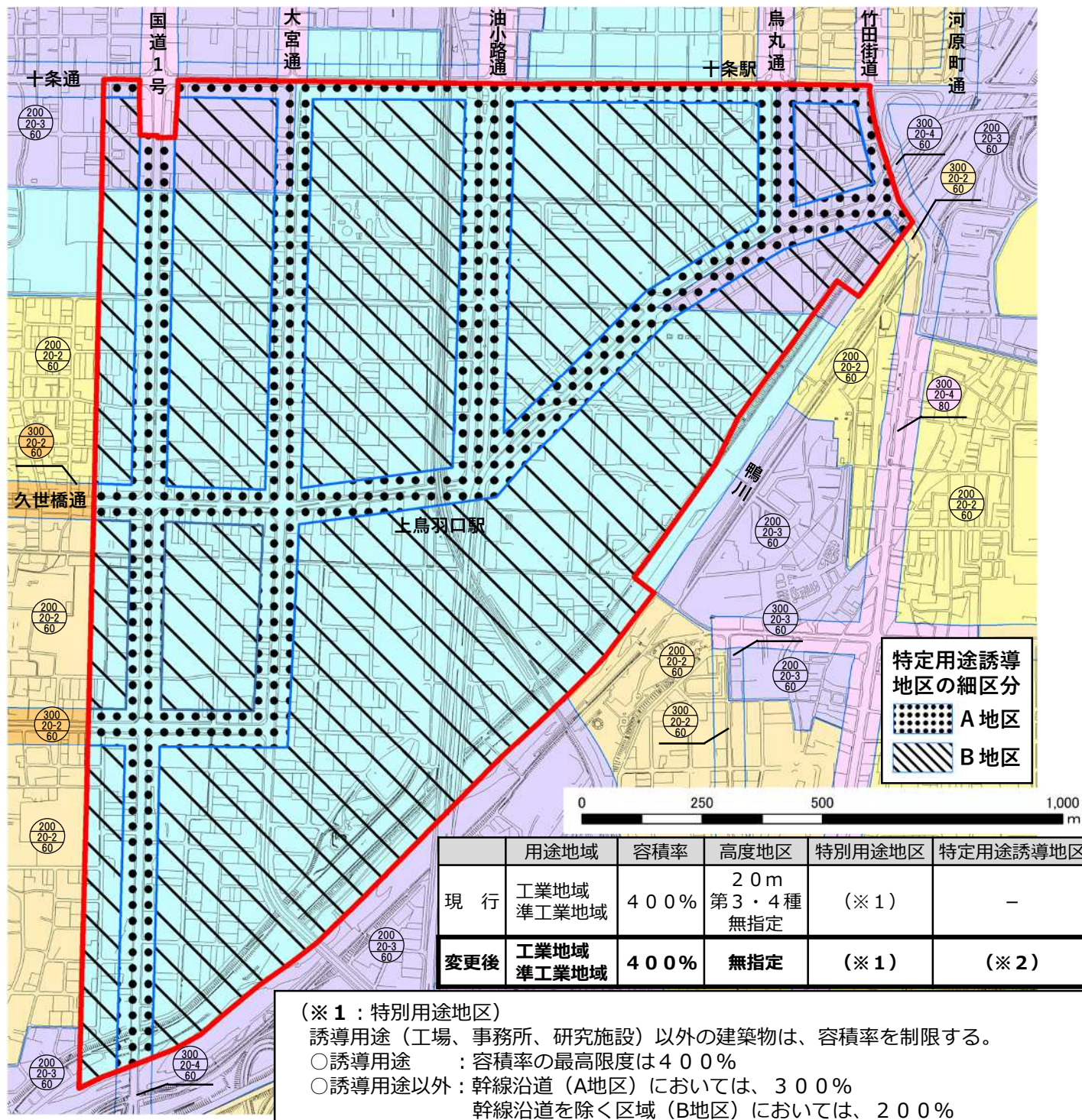


活用モデル例

容積率の最高限度が1,000%の場合

1,000%





(※2：特定用途誘導地区)

建築物全体に占める事務所、研究施設の床面積の割合が2分の1を超え、建築物の敷地や建築物の配置等に関する以下の要件（ア）～（オ）全てを満たすと市長が認めるものについては、容積率の最高限度を（オ）に示すとおりとする。

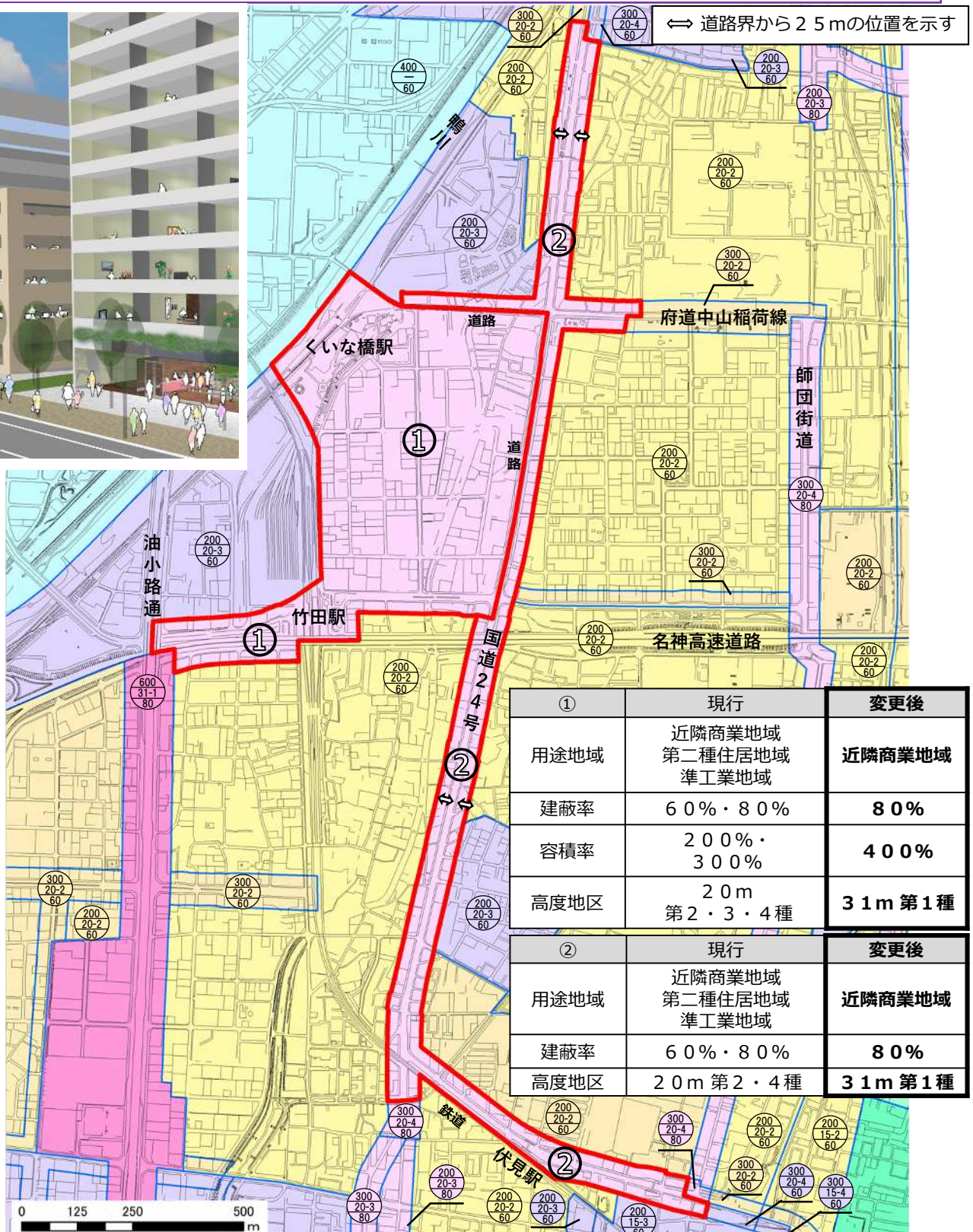
- （ア） 公共施設の整備を伴うものであること（道路、公園、広場、緑地 など）
- （イ） 市民、事業者、学生など広く一般の用に供される、産業や文化、交流機能を備えること
 （コワーキングスペース、自社の技術や製品の体験コーナー・展示スペース、学生や子どもたちの学びの場、オープンイノベーションや人材育成につながるセミナー・イベント等を開催できるスペース、ビジネスの共創の場となるロビースペース、敷地内の空地を活用した憩いの場 など）
- （ウ） 建蔽率が50%以下であるもの
- （エ） 当該建築物の存する地域の良好な景観の形成に支障がないもの
- （オ） 建築物の敷地及び建築物の配置が次の要件を満たすもの
 （容積率の最高限度により異なる要件を設定する。）

容積率の最高限度	1,000%	800%	600%
敷地面積の最低限度	10,000㎡	5,000㎡	2,000㎡
敷地境界線からの外壁の後退距離*	10m	5m	—

* 併設の店舗部分（2階以下）や別棟の自転車置き場、増築時の既存部分等については、適用除外とします。

商業・業務機能が集積する南部創造の新たな拠点、
居住環境が充実した良好な市街地

- ターミナル機能をいかし、近隣のくいな橋駅周辺のまちづくりとも連携しながら、商業・業務機能などを集積
- 近隣の日常生活を支える幹線沿道とも一体的に、利便性の高い良質な居住環境の充実



若い世代をひきつける新たな魅力を創出・発信する にぎわいと潤いあふれる、地域のコミュニティや文化の創造拠点

<外環状線沿道（共通）、新十条通（共通）>

- 新たな魅力の創出や活力の向上に資する多様な都市機能や、若年・子育て世代のニーズに合った居住環境を創出
- まちに暮らす人々が行き交い、安心・快適で歩きたくなるようなにぎわいと潤いある都市空間を形成

<外環状線沿道（山科駅～栂辻駅）、新十条通の山科川より東側>

- 後背地の住環境や、山科川をはじめとする自然環境との調和にも配慮した、若年・子育て世代のニーズに合った居住環境と、人と人のつながりを促す広場空間を創出

<新十条通の山科川より西側>

- 幹線沿道を中心に、新たな魅力と活力の創出に資する多様な都市機能を集積

<大規模な低未利用地>

- 新たな価値やにぎわいの創出に資する多様な施設の立地を促進



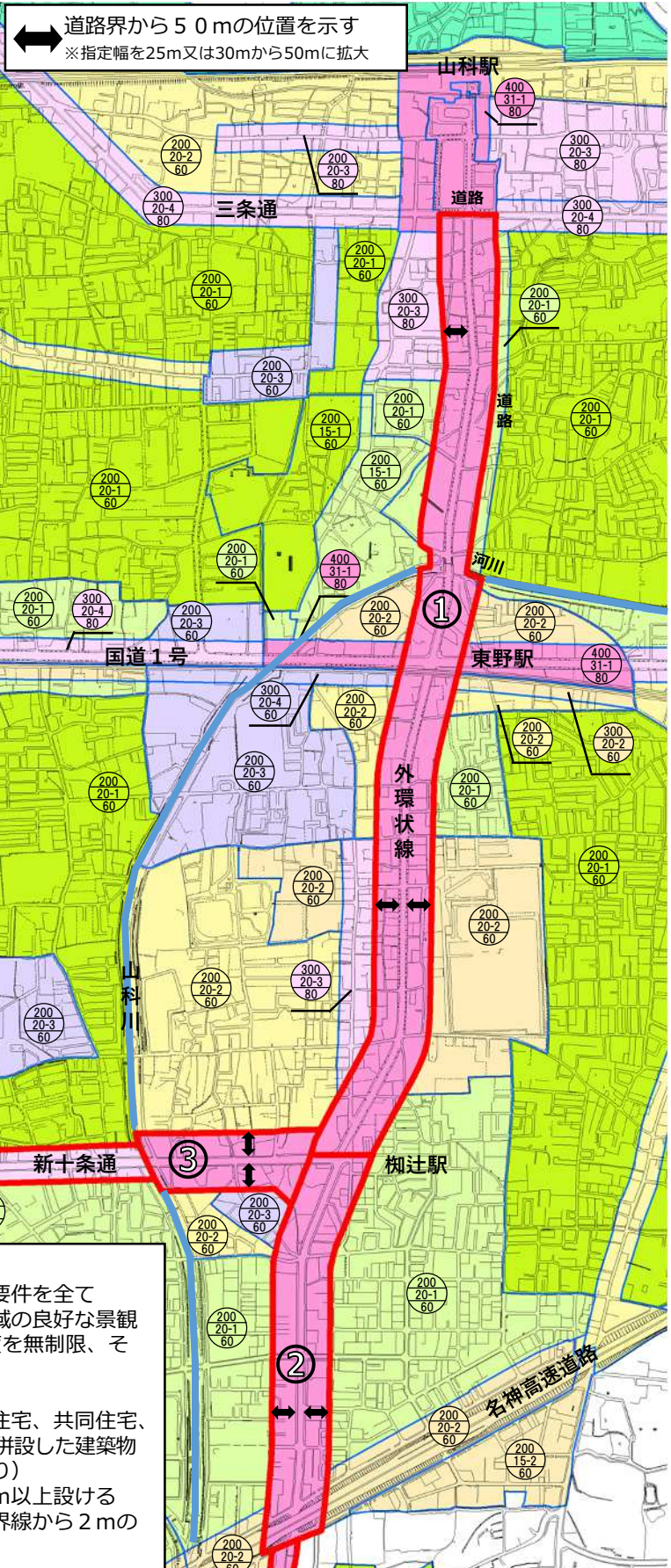
①	現行	変更後
用途地域	第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準工業地域 近隣商業地域 商業地域	商業地域
建蔽率	60%・80%	80%
容積率	200%・300%・ 400%・600%	700%
高度地区	20m 第1・2・3・4種 31m 第1種	空間創出型 (※1)
特別用途地区	—	外環第一種(※2)

②	現行	変更後
用途地域	第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準工業地域 近隣商業地域 商業地域	商業地域
建蔽率	60%・80%	80%
容積率	200%・300%・ 400%	700%
高度地区	20m 第1・2・3・4種 31m 第1種	空間創出型 (※1)
特別用途地区	—	外環第一種(※2)
その他	準防火地域	防火地域(※3)

③	現行	変更後
用途地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準工業地域	商業地域
建蔽率	60%	80%
容積率	200%・300%	500%
高度地区	20m 第2・3種	空間創出型 (※1)
特別用途地区	—	外環第一種(※2)
その他	準防火地域	防火地域(※3)

(※3) 沿道11mの範囲を防火地域に指定します。

道路界から50mの位置を示す
※指定幅を25m又は30mから50mに拡大



(※1：空間創出型高度地区)

敷地が外環状線・新十条通に2m以上接し、次の要件を全て満たすもので、かつ、市長が当該建築物が存する地域の良い景観の形成に支障がないと認めた建築物は高さの最高限度を無制限、その他の建築物は31mとする。

【要件】

- ア 1階の床面積の2分の1以上にぎわい用途（住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、車庫、駐輪場、倉庫以外）を1階に併設した建築物（2階ににぎわい用途を設けた場合の一部緩和有り）
- イ 外環状線・新十条通沿いに歩道状の空地を幅3m以上設ける
- ウ 外環状線・新十条通以外の道路境界線・隣地境界線から2mの外壁後退

(※2：外環状線等沿道特別用途地区 第一種地区)

ア 風俗営業を禁止

イ 要件の適否により、容積率を右表のとおり最大700%まで加算

要件1 外環状線・新十条通沿いに歩道状の空地を幅2m以上設ける

要件2 1階の床面積の2分の1以上にぎわい用途（住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、車庫、駐輪場、倉庫以外）を1階に併設した建築物（2階ににぎわい用途を設けた場合の一部緩和有り）

※いずれの場合も敷地が外環状線・新十条通に2m以上接すること

要件 1		○	○	×	×
要件 2		○	×	○	×
加算後の 容積率 (%)	①・②	700	600	600	500
	③	500	400	400	300

④	現行	変更後
用途地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域	商業地域
建蔽率	60%・80%	80%
容積率	200%・300%	400%
高度地区	15m 第1・2種 20m 第1・2・3・4種	31m 第8種(※4)
特別用途地区	—	外環第二種(※5)
⑤	現行	変更後
用途地域	第二種住居地域	近隣商業地域
建蔽率	60%	80%
高度地区	20m 第2種	20m 第3種
⑥	現行	変更後
用途地域	第二種住居地域	近隣商業地域
建蔽率	60%	80%
高度地区	15m 第2種	15m 第3種
⑦	現行	変更後
用途地域	第二種住居地域	商業地域
建蔽率	60%	80%
容積率	200%	400%
高度地区	20m 第2種	31m 第1種

(※4：31m第8種高度地区)

敷地が外環状線に2m以上接し、次の要件を全て満たす建築物は高さの最高限度を31m、その他の建築物は20mとします。

【要件】

ア 1階の床面積の2分の1以上にぎわい用途(住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、車庫、駐輪場、倉庫以外)を1階に併設した建築物(2階ににぎわい用途を設けた場合の一部緩和有り)

イ 外環状線沿いに歩道状の空地为幅2m以上設ける

(※5：外環状線等沿道特別用途地区 第二種地区)

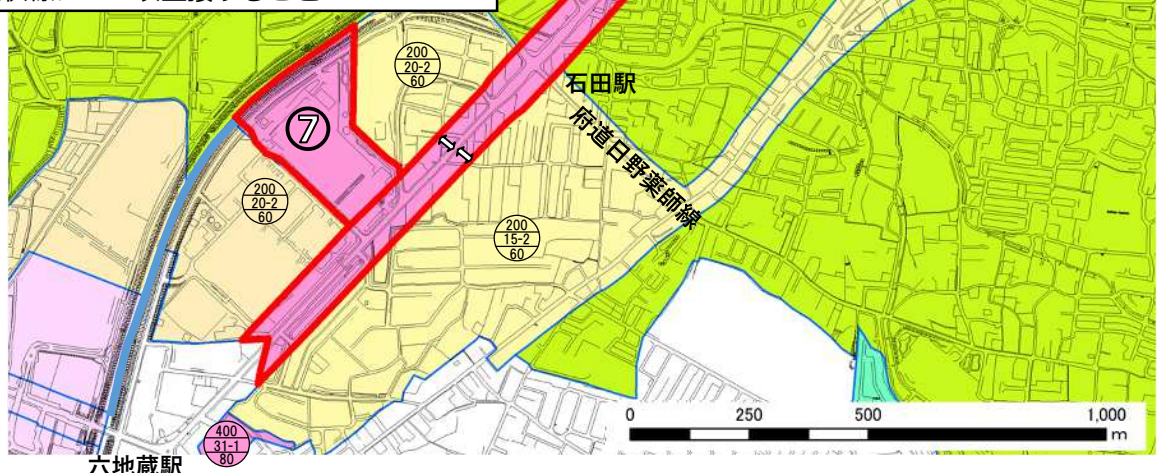
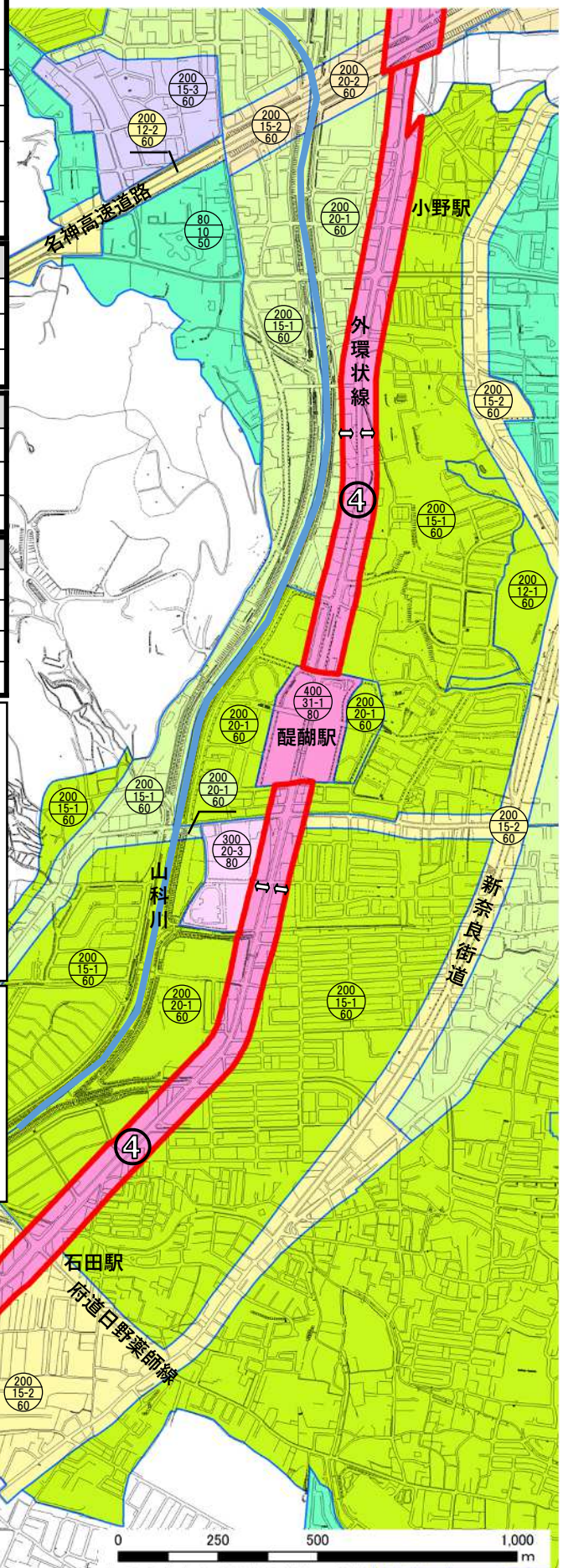
ア 風俗営業を禁止

イ 要件により、容積率が400%まで加算されます。

外環状線沿いに歩道状の空地为幅2m以上設ける*	○	×
加算後の容積率(%)	400	300

*敷地が外環状線に2m以上接すること

道路界から30mの位置を示す
※指定幅を25mから30mに拡大



未来を支える若い世代の市内居住のニーズを受け止め、
ものづくりと調和しながら環境負荷にも配慮したサステナブルなまち

- 工場の操業環境の保全・向上はもとより、ものづくりと調和し、生活利便が整った居住環境の創出
- 工場やオフィスの集積を図ることと併せて、良質な住宅や生活に身近な商業施設などの充実
- 商業・業務・居住などの多様な機能の複合的な集積
- 周辺の業務機能や工場の操業環境と調和した潤いある居住環境を創出

①	現行	変更後
用途地域	工業地域	工業地域
容積率	300%	400%
高度地区	31m 第3種	31m 第9種 (※1)

②	現行	変更後
用途地域	工業地域	工業地域
容積率	200%・300%	300%
高度地区	31m 第3種	31m 第9種 (※1)

③	現行	変更後
用途地域	商業地域	商業地域
高度地区	20m 第4種	31m 第1種

④	現行	変更後
用途地域	第二種住居地域	近隣商業地域
建蔽率	60%	80%
高度地区	20m 第2種	31m 第1種

⑤	現行	変更後
用途地域	準工業地域	準工業地域
容積率	200%	300%
高度地区	20m 第3種	31m 第10種 (※2)



⑥	現行	変更後
用途地域	準工業地域	準工業地域
容積率	300%	400%
高度地区	20m 第4種	31m 第10種 (※2)

⑦	現行	変更後
用途地域	商業地域	商業地域
高度地区	25m	31m 第1種

①、②の地域内において一定規模（3戸以上等）の住宅等の開発行為又は建築行為をする場合は、届出が必要となります。また、当該住宅等の事業者及び所有者は、入居予定者に対して、当該地域が工業地域における職住共存を目指す地域であること等の事前説明が必要となる。

（※1：31m第9種高度地区）

次の要件の全てを満たす建築物は高さの最高限度を31m、その他の建築物は20mとする。

【要件】

ア a、bのいずれかの建築物

a 工場、事務所、研究施設、共同住宅、寄宿舎

b aに利便施設（店舗、飲食店、保育所等）を併設した建築物

（aの用途に供する部分の床面積の合計は全床面積の2分の1以上であること。）

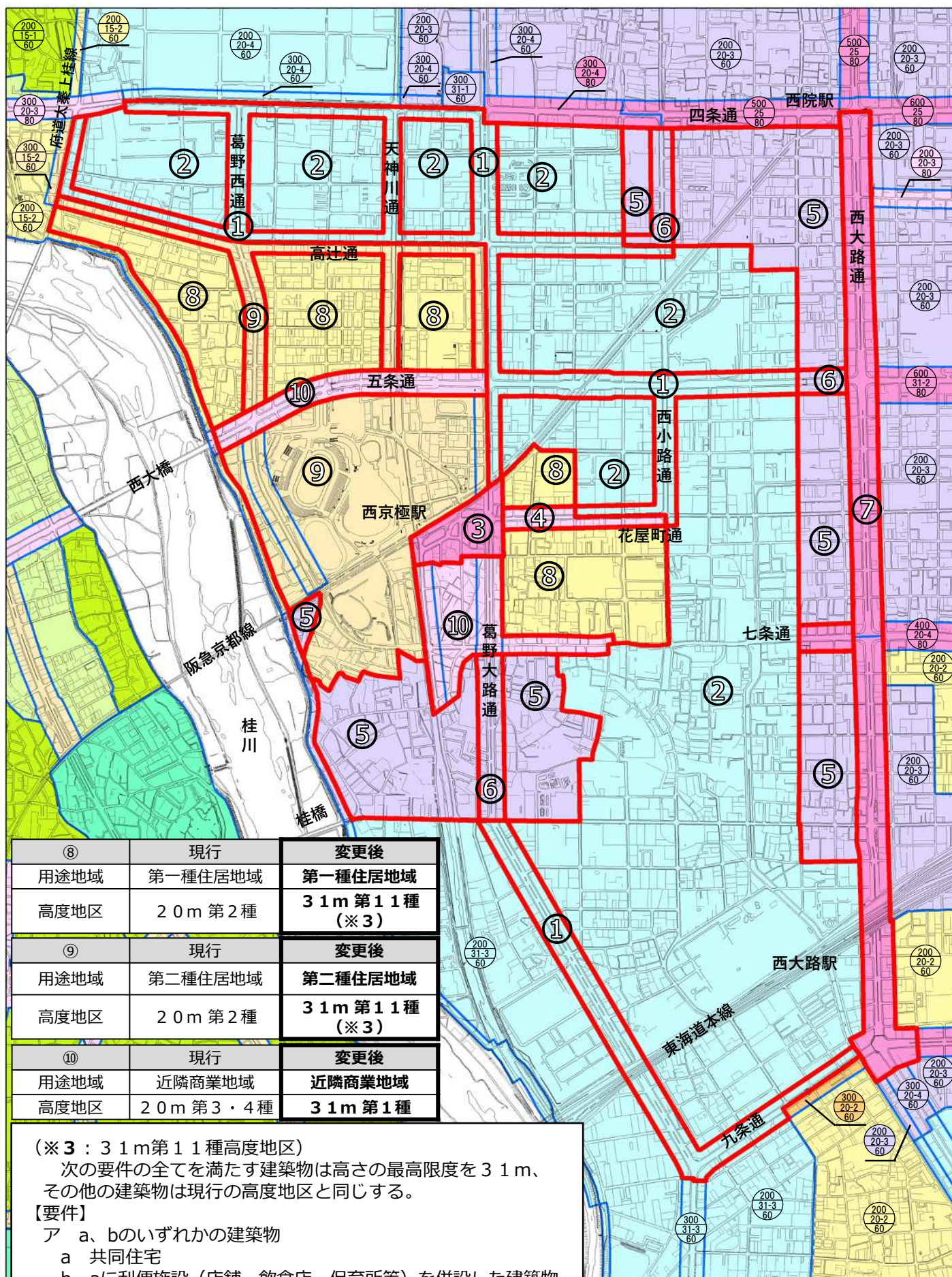
イ 外壁から隣地境界線までの距離が2m以上であること（共同住宅、寄宿舎の住戸等が対象）

ウ 窓、出入口、給排気口等に遮音対策等を講じること（共同住宅、寄宿舎の住戸等が対象）

エ 一定の環境性能を満たしていること（共同住宅、寄宿舎が対象）

（※2：31m第10種高度地区）

上記（※1）アのa、bのいずれかの建築物は高さの最高限度を31m、その他の建築物は20mとします。（共同住宅、寄宿舎の場合は、エを満たしていること）



(※3：31m第11種高度地区)

次の要件の全てを満たす建築物は高さの最高限度を31m、
その他の建築物は現行の高度地区と同じとする。

【要件】

ア a、bのいずれかの建築物

a 共同住宅

b aに利便施設（店舗、飲食店、保育所等）を併設した建築物
(aの用途に供する部分の床面積の合計は全床面積の2分の1以上であること。)

イ 敷地面積3,000㎡以上

ウ 一定の環境性能を満たしていること

ものづくりと調和した居住環境の創出のための制度

○ 対象エリア

3 1 m第9種高度地区（工業地域（①・②））

1 入居予定者に対する事前説明の制度

事業者による事前説明の手続要綱を策定

○ 対象

一定規模（3戸以上等）の住宅・共同住宅等の開発

○ 規定内容

- ・ 入居予定者に対して行う地域特性の説明内容等の届出【事業者→市】
- ・ 入居予定者に対し地域特性の説明【事業者→入居予定者】
- ・ 説明状況の報告【事業者→市】

2 遮音対策

工場等からの騒音を軽減するための措置を住宅側で対応

○ 対象

共同住宅又は寄宿舍（20mを超えるもの）

○ 規定内容

- ・ 窓及び出入口
遮音性能T-2以上の防音サッシ、ドアの設置
- ・ 排気口、給気口、排気筒及び給気筒
開閉装置を設けたもの等
- ・ 屋根及び壁
天井、内壁の設置等

共同住宅等に求める環境性能について

○ 対象エリア

- ・ 3 1 m第9種高度地区（工業地域（①・②））
- ・ 3 1 m第10種高度地区（準工業地域（⑤・⑥））
- ・ 3 1 m第11種高度地区
（第1種住居地域（⑧）・第2種住居地域（⑨））

○ 対象

共同住宅又は寄宿舍（20mを超えるもの）

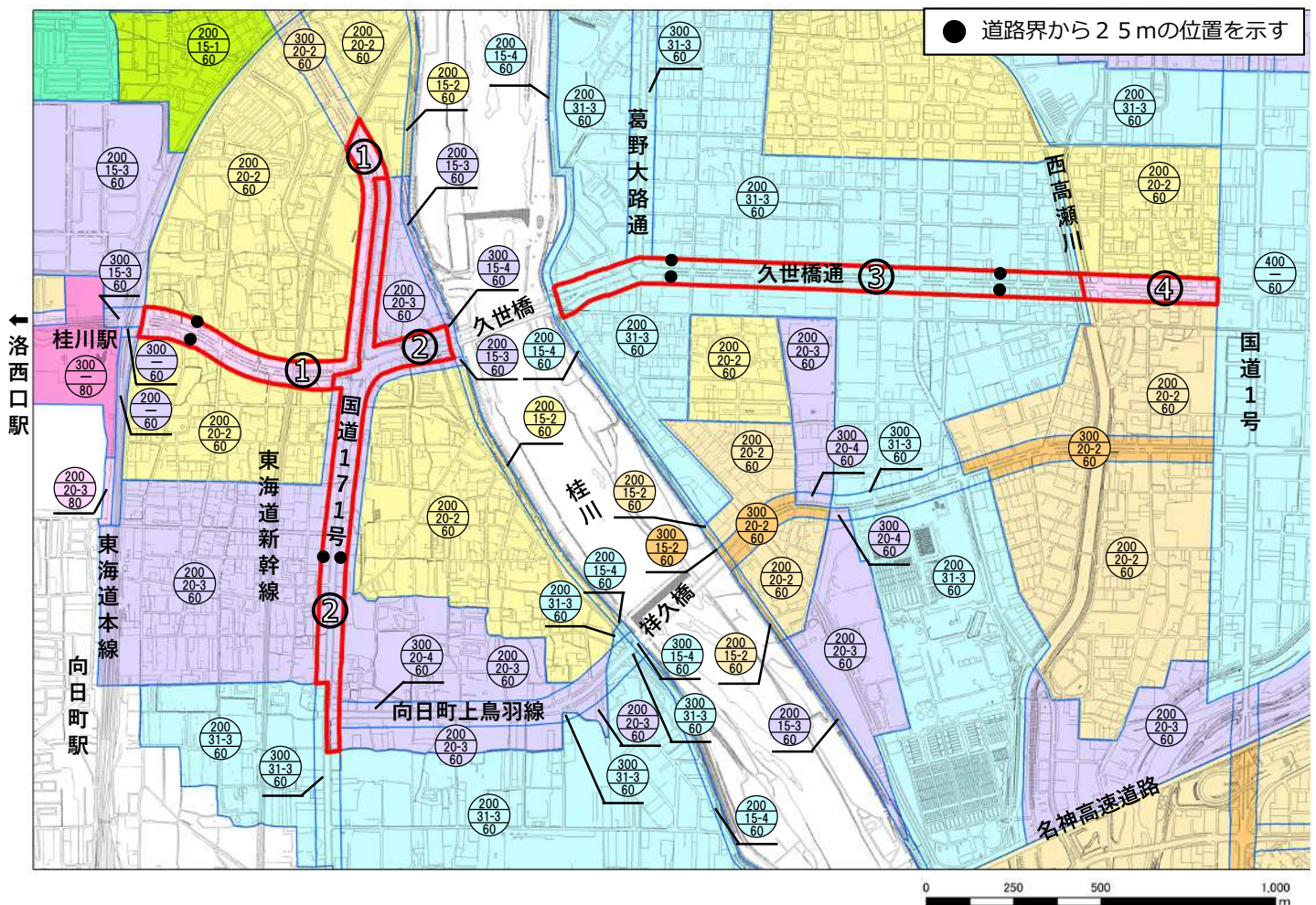
○ 規定内容

日本住宅性能表示基準を満たすこと。

- ・ 断熱等性能等級【等級5】
→ 外壁の断熱性能向上
- ・ 一次エネルギー消費量等級【等級6】
→ 使用エネルギー量の削減
- ・ 劣化対策等級（構造躯体等）【等級3】
→ 建築物の長寿命化

若年・子育て世代のニーズに合った 多様な住まい方を選択できる職住近接のまち

- 本市及び隣接市の双方における定住人口の求心力となる駅周辺の暮らしを支える
- オフィスや住宅など多様な機能を適切に配置



①	現行	変更後
用途地域	第二種住居地域 準住居地域	近隣商業地域
建蔽率	60%	80%
高度地区	20m 第2種	31m 第1種

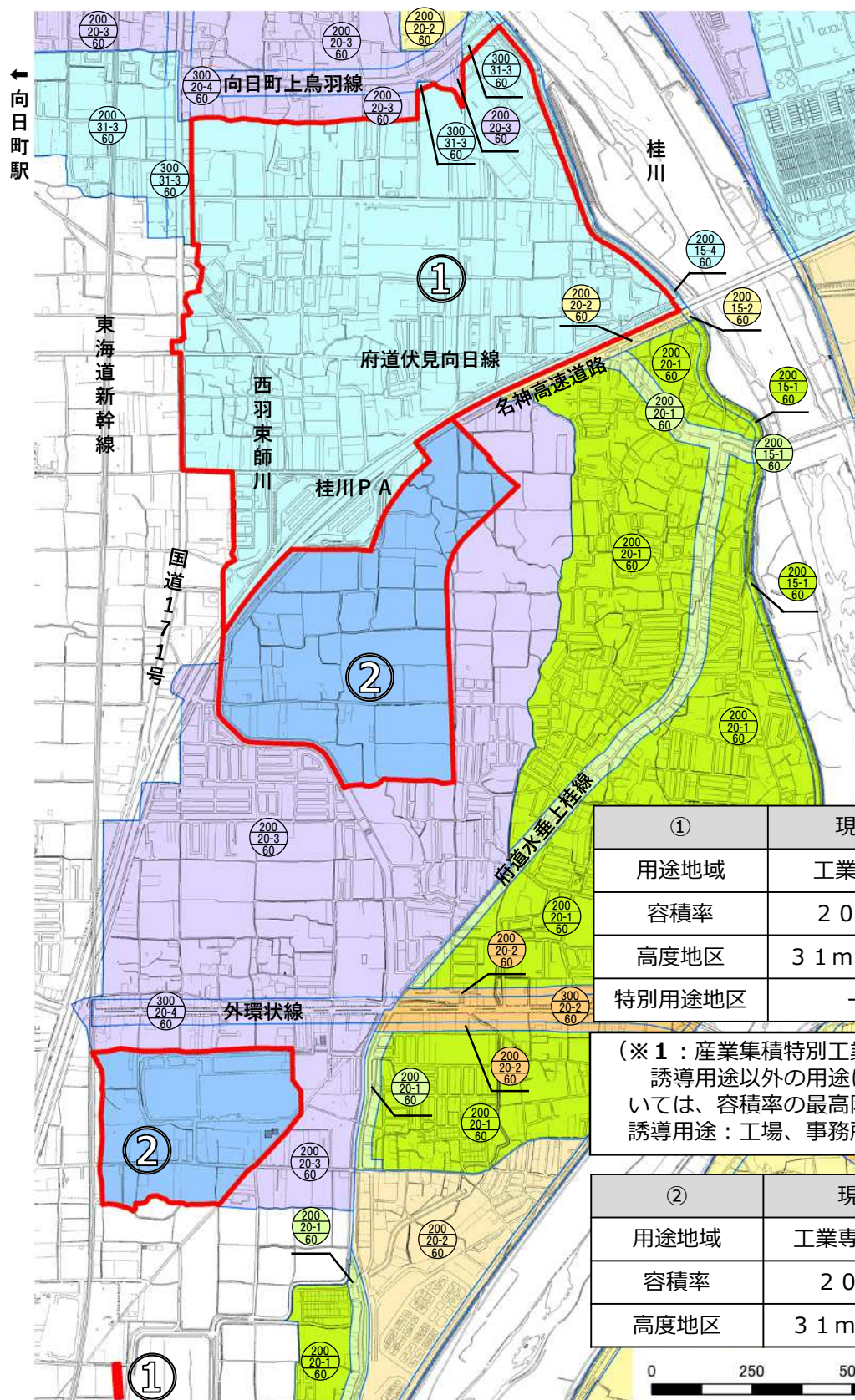
②	現行	変更後
用途地域	準工業地域	準工業地域
容積率	300%	400%
高度地区	20m 第4種	31m 第1種

③	現行	変更後
用途地域	工業地域	工業地域
容積率	300%	400%

④	現行	変更後
用途地域	準住居地域	近隣商業地域
建蔽率	60%	80%
高度地区	20m 第2種	31m 第1種

隣接市町と相互に高め合うことにより好循環を生み出し、
「京都都市圏」としての求心力を高める新たな拠点

- 新たな産業拠点づくりが進展する隣接市町との連携をこれまで以上に強めながら、相互に高め合う環境を整える



①	現行	変更後
用途地域	工業地域	工業地域
容積率	200%	400%
高度地区	31m 第3種	無指定
特別用途地区	—	産業二種（※1）

（※1：産業集積特別工業地区 第二種地区）
誘導用途以外の用途に供する建築物については、容積率の最高限度を200%とする。
誘導用途：工場、事務所、研究施設、倉庫

②	現行	変更後
用途地域	工業専用地域	工業専用地域
容積率	200%	400%
高度地区	31m 第3種	無指定

0 250 500 1,000 m

駅周辺の新しいまちづくりの進展に合わせ、
「京都都市圏」としての求心力を高める新たな拠点

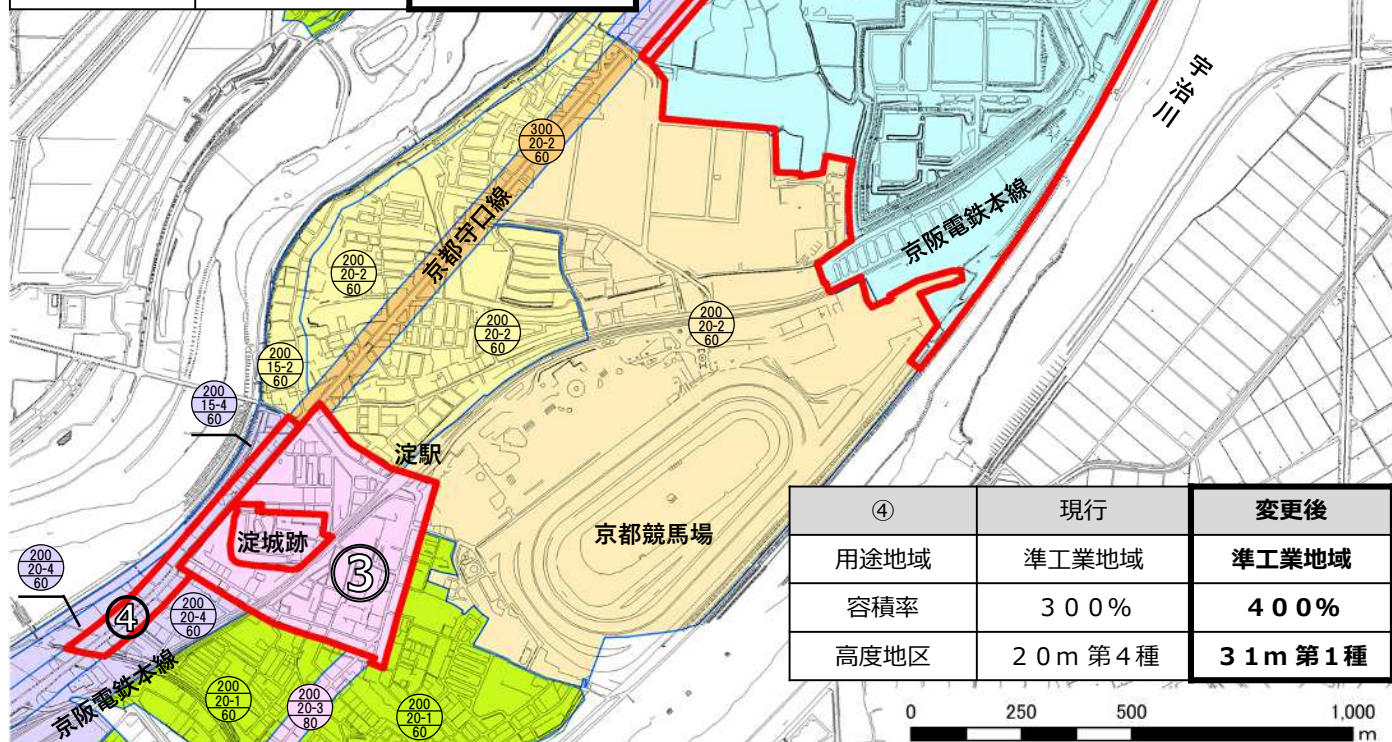
- 駅周辺の商店街などの商業機能が充実し、住環境とも調和しながら働く場の立地を促進

①	現行	変更後
用途地域	第二種住居地域 工業地域	工業地域
容積率	200%	300%
高度地区	20m 第2種 無指定	無指定
特別用途地区	—	産業一種（※1）

（※1：産業集積特別工業地区 第一種地区）
誘導用途以外の用途に供する建築物については、容積率の最高限度を200%とします。
誘導用途：工場、事務所、研究施設、倉庫

②	現行	変更後
用途地域	準工業地域	準工業地域
容積率	200%	300%

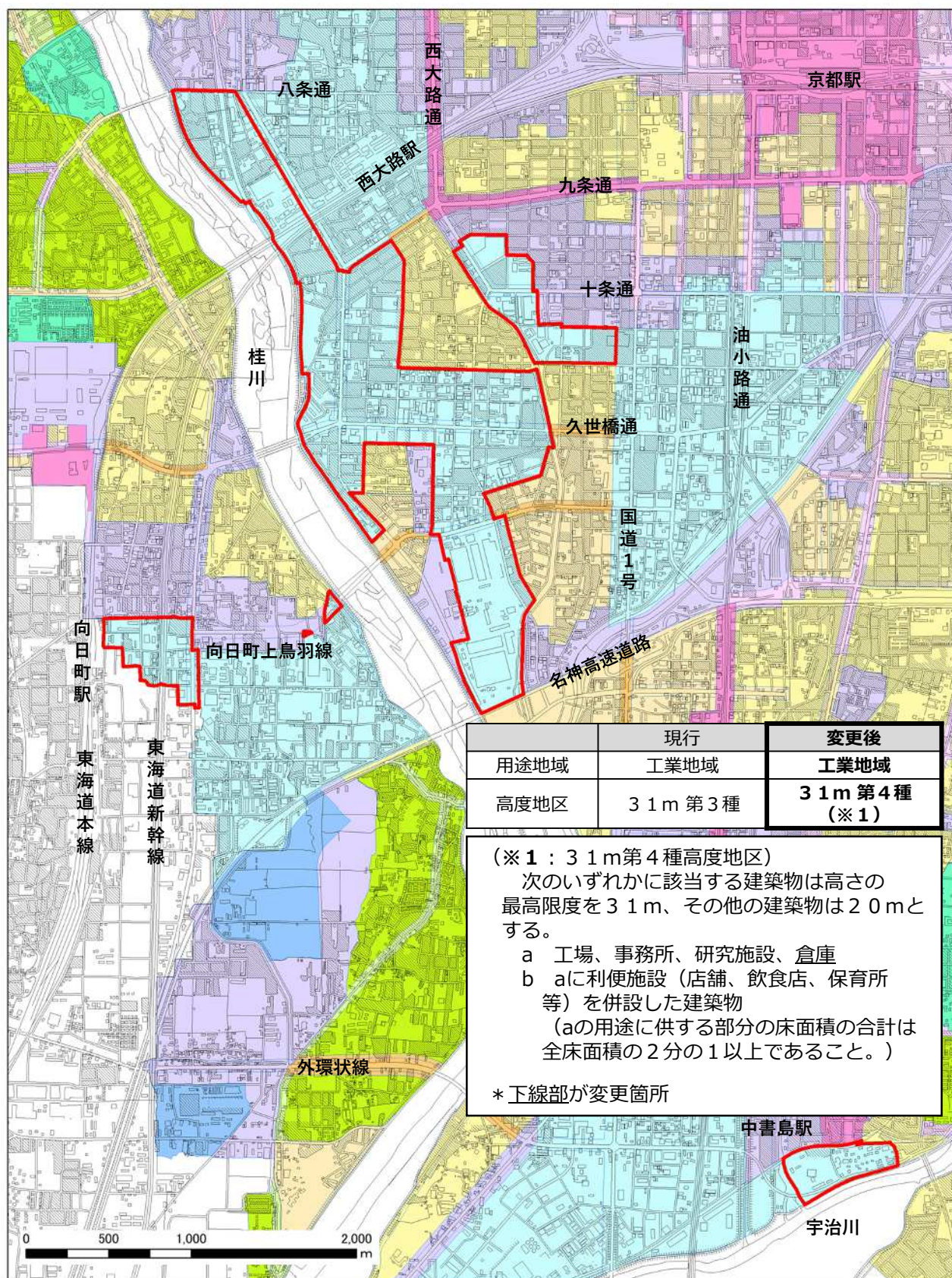
③	現行	変更後
用途地域	近隣商業地域	近隣商業地域
容積率	300%	400%
高度地区	20m 第3種	31m 第1種



④	現行	変更後
用途地域	準工業地域	準工業地域
容積率	300%	400%
高度地区	20m 第4種	31m 第1種

近年増加する物流倉庫をはじめとする多様なニーズに対応

○ ものづくり産業の操業環境が充実した拠点の創出



(参考) 一定の周知期間を設けて施行する規定

計議第337号議案
計議第338号議案

対象：制限を強化する規定

	ア				イ		ウ			エ
	①	②	③	④	①	②	①	②	③	
	京都駅南部	梅小路京都西駅周辺	らくなん進都（鴨川以北）	竹田駅周辺	東部方面の外環状線沿道	市街地西部の工業地域	桂川・洛西口駅周辺	向日町駅周辺	淀駅周辺	
計議第335号議案 用途地域	●	●		●	●	●	●	●	●	
計議第336号議案 高度地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
計議第337号議案 防火地域 準防火地域	●				●					
計議第338号議案 特別用途地区 （外環状線等沿道 特別用途地区）					●					
計議第339号議案 特別用途地区 （産業集積 特別工業地区）								●	●	
計議第340号議案 特定用途 誘導地区 （らくなん進都 鴨川以北地区）			●							

制限を強化する規定のみ